

# 「道の駅」清流の里ひじかわ 地域食材供給施設運営事業者仕様書

株式会社 清流の里ひじかわ

## 1 使用物件

### (ア) 場所

愛媛県大洲市肱川町宇和川3030番地

「道の駅」清流の里ひじかわ内 地域食材供給施設

### (イ) 面積

地域食材供給施設（厨房施設含む） 232㎡

別紙 地域食材供給施設平面図参照

## 2 使用形態

(ア) 地域食材供給施設（厨房施設含む）を使い、食材供給の拠点として運営する

(イ) 1年の賃貸借契約とするが、期間満了の6カ月前までにいずれの当事者からも更新拒絶の意思表示がない場合、同じ条件で1年間更新されるものとし、その後も同様とする

## 3 条件等

### (ア) 基本条件

① 営業日（本館） 年中無休（ただし、1月1日を除く）

地域食材供給施設については運営事業者の提案により、当社が承認する日とする

② 営業時間

運営事業者の提案によるが、営業日には少なくとも次の時間は営業すること

土・日・祝日 午前11時～午後5時

上記以外の日 午前11時～午後3時

③ 営業開始時期は令和6年6月1日以降とする

④ 営業に必要となる各種法令に基づく許認可等（届出を含む）は運営事業者が取得すること

⑤ 使用する物件について、第三者へ譲渡又は転貸してはならない

⑥ 従業員の接遇研修等を実施し、地域食材供給施設利用者への良質なサービス提供に努めること

⑦ その他、営業に際し必要となる事項が発生した場合は、当社と協議をすること

### (イ) 施設貸付時の仕様

現状での貸付け（現運営事業者撤退時）とし、賃貸借期間が満了した場合においては、原状に回復しなければならない。ただし、大洲市が認める場合は、この限りではない。また、内装に修繕及び更新の必要がある場合は、原則として当社と運営事業者で協議し負担を決定する。

### (ウ) 営業開始後の施設の改修

営業開始後の施設の改修は、事前に当社と協議するものとし、改修を行う場合の費用は運営事業者の負担とする。

### (エ) 施設の備品

施設の備品は、別添の備品台帳に記載するものとする。この備品は、賃貸借期間が満

了した場合は、原状に回復し返還しなければならない。ただし、大洲市が認める場合は、この限りではない。

(オ) サービス形態

配膳方式、精算方式については、運営事業者の提案によるものとする。

(カ) 提供メニュー

肱川地域産の食材を可能な限り使用したものを提供するとともに、「道の駅」の地域食材供給施設として望ましい内容とすること。

(キ) 衛生管理

食品衛生法、その他関係法令等を遵守し衛生管理を徹底すること。また、廃棄物の保管、回収及び処分については、運営事業者が自己の負担と責任において実施すること。

(ク) 損害賠償

運営事業者の責に帰すべき事由により当社又は第三者に損害を与えた場合には、すべて運営事業者の負担と責任において賠償すること。

(ケ) 環境配慮事項

健康増進法に基づく受動喫煙対策として使用物件内は全て禁煙とする。

(コ) 売上げの報告

毎月の売上げについて報告を行うこと。

※当社指定のPOSシステムも使用可（別途、システム使用料が必要）

(サ) 法令等の遵守

地域食材供給施設の運営にあたっては、関係法令及び規定を遵守すること。

(シ) 営業の終了

諸事情等により営業を終了する場合は、少なくとも6カ月前までに申し出ること。

#### 4 施設及び設備並びに備品の維持管理

使用物件（施設及び設備並びに備品）は、最善の注意を持って適切に維持管理をしなければならない。

(ア) 使用物件の清掃及びメンテナンス等

使用物件の清掃及びメンテナンス等は、運営事業者が自己の負担と責任において実施するものとする。

(イ) 施設及び設備の修繕等

修繕等が必要となった場合は、原則として当社と運営事業者で協議し負担を決定する。ただし、運営事業者の責に帰すべき事由により生じた修繕等については、運営事業者が自己の負担と責任において実施するものとする。

(ウ) 備品

① 更新

備品台帳に記載する備品について、運営事業者の故意や過失により破損等した場合は、運営事業者が弁償するものとするが、経年劣化による場合は、大洲市、当社、運営事業者協議により必要に応じ大洲市が再調達をするものとする。

② 修繕

備品台帳に記載する備品の修繕については、原則として当社と運営事業者で協議し負担を決定する。ただし、運営事業者の責に帰すべき事由により生じた修繕等については、運営事業者が自己の負担と責任において実施するものとする。

③ その他

運営事業者が任意に購入・調達した備品の修繕等については、運営事業者の負担とする。

5 使用料及び経費の負担

(ア) 使用料 月額60,000円(税込)

(イ) 経費負担

① 電気料金及び水道料金は、大洲市が設置する計量器の指示値により計算し、実費相当分を運営事業者の負担として当社が請求するものとする。

② 警備費については当社が負担するものとする。

③ 上記のほか、営業にかかるすべての経費は運営事業者の負担とする。

(ウ) 支払方法

使用料及び電気料金並びに水道料金は、納入期限までに当社に直接又は口座振込にて支払うこと。なお、振込手数料が必要な場合は運営事業者の負担とする。

6 その他

(ア) 本仕様書に関し誤認等があったことを理由として、異議を申し立てることはできないものとする。

(イ) 営業開始後、当社が求める営業条件等を満たせないと判断した場合は、決定を取り消す場合がある。

(ウ) 当社からの営業についての指示及び指導を遵守すること。

(エ) 本仕様書に定める事項のほか、営業に際し必要な事項が生じた場合は、当社と協議すること。